

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛に通知しましたので、御了知願います。また、貴会会員に対する周知方お願い致します。